

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

# トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第24回】開催

開催日時：令和7年7月28日(月) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由  
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？

※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用  
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など

運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

## (今月のNEWS) 下請法改正！

### 改正の主なポイント

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の  
支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正法」)  
〔令和8年1月1日施行〕

【用語の見直し】「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

### 【規制内容の追加】

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止  
〔価格据え置き取引への対応〕

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、  
協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、  
一方的な代金の額の決定を禁止。

(2) 手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日  
までに代金相当額を得ることが困難な支払手段  
(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。

人件費や燃料費が上がっているのに、  
運賃や料金をあげてもらえません？



だめだ、こっちも苦しいんだよ

### 【規制対象の追加】

(3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡し  
に必要な運送の委託を追加。

(4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕

- 従業員数300人(役務提供委託等は100人)  
の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。



#### 【下請法適用基準例】

| 現行            | 委託       | 中小受託              |
|---------------|----------|-------------------|
| 資本金3億円超       | →        | 資本金3億円以下(個人を含む。)  |
| 資本金1千万円超3億円以下 | →        | 資本金1千万円以下(個人を含む。) |
| 基準追加          | 従業員300人超 | 従業員300人以下(個人を含む。) |

### 【執行の強化等】

(5) 面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る  
規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に  
改正法に基づく指導・助言が追加。

トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした  
転注・減注等報復措置を改正法で禁止。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱  
投稿用  
二次元  
バーコード